

問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

暮らしを支える補助金



補助金 あなたの「出会い」 をサポート



▼いばらき出会いサポートセンター入会登録料の一部を補助します（事前申請）。

対象／市内在住で令和2年12月28日までに入会登録の意思がある人

補助額／5000円（入会登録料3年間1万1000円）

必要書類／□いばらき出会い

サポートセンター登録補助

金交付申請書□同意書□独

身証明書（本籍がある自治

体で発行）□認め印

いばらき出会い

サポートセンターとは？

▼県が支援する組織で結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供しています。会員数は約2500人、これまでに2100件の成婚率を誇ります。

問本コミュニティ推進課

Tel 23・7304

補助金 ※令和2年4月1日以降に 購入予定のもの チャイルドシートに補助

▼今年度から購入前の申請が必要になりました。

対象／次の全てに該当する人
・ 国交省の安全基準に適合するチャイルドシート購入者
・ 6歳未満の乳幼児の親権を有している、もしくは妊娠中で母子健康手帳の交付を受けている人またはその配偶者
・ 親権を有する人またはその配偶者及び乳幼児が市内在住

補助額／購入価格の2分の1（1台5000円まで）

必要書類／□購入しようと考えているチャイルドシートの見積額（税込）□チャイルドシート購入補助金交付申請書□認め印□母子健康手帳（出産前に申請の場合）

注意事項／乳幼児1人または母子健康手帳1冊につき1台1回限り。令和2年4月1日以降に購入予定のもの。

受付窓口／コミュニティ推進課（本庁）・総務課（支所）

問本コミュニティ推進課

Tel 23・7304

募集 不要になったチャイルドシート募集



▼ご家庭で不要になったチャイルドシートがございましたら寄付をお願いします。

お知らせ リサイクルチャイルドシート無料貸出

▼市民の皆さんから提供されたチャイルドシートを市がクリーニングし、希望者へ無料で貸し出しています。現在希望者多数のため、予約待ちの状態です。

対象／市内在住で6歳未満の乳幼児を養育しており、自動車免許とチャイルドシートを装着できる車両を保有（使用）している人
申請に必要なもの／貸出（更新）申請書、認め印

問本コミュニティ推進課

Tel 23・7304

掲載しているイベント・募集情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて中止または変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページにて。

補助金 自己用住宅を 建築する人へ

①木の住まい助成事業

▼市民または市外からの転入者が、木造住宅（在来工法）を建築する場合、その費用の一部を補助します。

条件／市内に本店を有する設計事務所への設計監理依頼・市内に本店を有する工務店への施工依頼など一定の条件を満たす場合

補助額／住宅建築費用の10%以内で50万円が限度

②住まいづくり推進事業

▼市外からの転入者が自己用住宅を建築する場合、その費用の一部を補助します。

条件／市外在住1年以上で、これから転入するまたは転入して2年を経過しないこと。申請者の年齢が満20歳以上45歳以下であることなど一定の条件をみたく場合

補助額／住宅建築費用の10%以内で30万円が限度

①・②共通事項

・中心市街地エリアに建築する場合に補助額が10万円上乗せされます。

・すでに工事に着手している場合や建売住宅は対象外です。

・補助対象の条件など、詳細は問い合わせください。

・①と②は併用不可。

申込方法／申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

申込締切／令和3年1月29日金

問建築住宅指導課

Tel 23・5526

補助金 LED防犯灯 設置に補助

▼自治会等で設置・交換するLED防犯灯に各地区7灯まで補助金を交付します。

補助額／設置費の2分の1以内（1000円未満切捨）

補助上限／

①既存の電柱類に新設：

1万5000円

②従来型防犯灯をLEDに取り替え：1万円

③既存の柱と従来型防犯灯をLEDに取り替え：2万円

④新たに柱とLED防犯灯を新設：3万円

必要書類／□LED防犯灯設

置補助金交付申請書□位置図（電柱番号記入）□施工業者の見積書（コピー不可。申請時に有効期限内のもの）□代表者の認め印（自治会の印鑑は不可）

注意事項／必ず工事前に申請してください。工事後は申請できません。

受付窓口／コミュニティ推進課（本庁）・総務課（支所）

問コミュニティ推進課

Tel 23・7304

補助金 集会施設の 借りに補助

▼自治会等が地域活動の拠点となる集会施設を借り上げる費用の一部を補助します。

補助額／集会施設の借り上げ費用の2分の1（1000円未満切捨）

補助上限／月額2万5000円

受付開始／6月1日

必要書類／□自治会等集会施設運営補助金交付申請書□規約□役員等名簿□令和2年度収支予算書□借り上げる建築物の写真と位置図

□集会施設の賃貸借契約書

の写し□総会での承認を得た確認書類□代表者の認め印（自治会の印鑑は不可）

申請条件／①区域内に公民館類似施設建設補助金を受けている施設がないこと

②自己の居住を当初の目的とした専用住宅であること

※申請を検討中の自治会等は事前にお問い合わせください。

問コミュニティ推進課

Tel 23・7304

補助金 公共下水道等への 接続補助金

▼下水道や農業集落排水が整っている地域にお住まいの人が、公共下水道又は農業集落排水処理設備に接続する際（新築住宅を除く）に、補助金を交付します。

対象／既存の浄化槽またはくみ取り便所を廃止し、排水設備を改造する工事のうち、公共下水道または農業集落排水処理設備に接続する工事

※補助額や条件等詳しくはお問い合わせください。

問下水道課 Tel 23・7742

補助金 新婚・子育て世帯 家賃助成

▼対象期間内に民間賃貸住宅に転入または婚姻した子育て世帯および新婚世帯の人に家賃の一部を助成します。

対象期間／平成29年5月1日～令和2年3月31日

対象費用／賃料（住宅手当が支給されている場合、それを除いた額）

補助金額／最長で35か月分（最高70万円※中活計画区域内は8万5000円）

対象世帯／子育て世帯…対象期間内に転入し、転入した日において6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を含む世帯

新婚世帯…対象期間内に婚姻した夫婦で、婚姻した年度の4月1日において夫婦の合計年齢が70歳未満である世帯

共通要件／家賃が月額4万6000円以上

注意事項／詳しくはお問い合わせください。

問こども福祉課

Tel 23・7331